

# 令和6年度「北薩摩観光物産展等企画・運営」業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

令和6年度「北薩摩観光物産展等企画・運営」業務委託

## 2 契約期間

契約締結日～令和7年3月21日（金）

## 3 業務目的

鹿児島県北薩地域の5市町（阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町）では，大将季，紅甘夏，ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉，ブリ，早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な‘食’のポテンシャルを有している。

また，北薩地域は，県北西部に位置しており，九州三大河川の一つである川内川が流れ，珍しい地形の見られる甑島をはじめとする島々，東シナ海に面した美しい海岸線やラムサール条約に登録された蘭牟田池など豊かな自然に恵まれているほか，出水平野に飛来する鶴，出水麓や入来麓の武家屋敷群など魅力的な観光資源にも恵まれている。

これら北薩地域の「食」と「観光」の「宝」を活かして，北薩地域と肥薩おれんじ鉄道の観光情報発信，物産等を販売する観光物産展及び北薩地域の食材を活用したレストランフェアを開催し，北薩地域の県内外における認知度向上や，当該地域への誘客を促進する。

## 4 委託業務の内容

北薩摩振興推進協議会（以下「協議会」という。）が主催する(1)ア～ウの3つのイベントに係る企画・運営を行う。

なお，いずれのイベントも「北薩摩（きたさつま）」の呼称を用いることとし，協議会構成員，協議会事務局（鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課。以下「事務局」という。）及びイベント開催場所との調整により実施するものとする。

### (1) イベントの概要

ア イオンモール鹿児島で開催する「北薩摩観光物産展」

（ア）開催日：令和6年11月9日（土）・10日（日）

（イ）場 所：イオンモール鹿児島（花の広場）

（ウ）テーマ：北薩の「食」・「観光」

（エ）ターゲット：鹿児島県民

（オ）内 容：・「食」を中心とした北薩地域の食品，加工品及び特産品等の展示・販売  
・観光案内ブース等の設置（例：観光PR動画の放映，ポスター掲示，パンフ配布，観光協会による観光案内，兜の展示・着用，ミニトレイン（肥薩おれんじ鉄道）の乗車体験等）  
・北薩地域への観光客増加につながる抽選会

[その他]

- ・本イベントと「かごしま木材まつり」，「鹿児島方言週間フェスティバル」の同時開催による相乗効果により，より多くの誘客が見込めるようにする。
- ・その他，来場者増加，北薩地域への観光客増加につながる企画

（カ）広報・宣伝：（例）SNS，ポスター作成・掲示，チラシ折込，情報誌掲載，その他広報

イ イオン八代ショッピングセンターで開催する「北薩摩観光物産展」

(ア) 開催日：令和7年2月22日(土)・23日(日)

(イ) 場 所：イオン八代ショッピングセンター

(1階食品催事場及び2階専門店跡地スペース)

(ウ) テーマ：北薩の「食」・「特産品」・「観光」

(エ) ターゲット：熊本県民

(オ) 内 容：[1階]

・「食」を中心とした北薩地域の食品、加工品の展示・販売

(例：試食実施・キッチンカー等)

・正面入口近くにおける観光PR動画等の放映

[2階]

・工芸品の展示・販売

・観光案内ブース等の設置(例：観光PR動画等の放映、ポスター掲示、パンフ配布、観光協会による観光案内、兜の展示・着用、ミニトレイン(肥薩おれんじ鉄道)の乗車体験、ゆるキャラ等)

・2階通路を活用した観光ポスター掲示(開催日を含む前1か月程度)

・北薩地域への観光客増加につながる抽選会

[その他]

・1階から2階に人を呼び込めるような工夫をすること。

・その他、来場者増加、北薩地域への観光客増加につながる企画(例：観光牛車の展示等)

(カ) 広報・宣伝：(例) SNS、ポスター作成・掲示、チラシ折込、その他広報

※ アのイベント開催に当たっては、「鹿児島県とイオン株式会社との包括提携協定」が適用されるため、開催店舗から貸出可能なもの等について確認し、経費の削減に努めること。イについては、上記協定は適用されないが、これに準ずる。

ウ 城山ホテル鹿児島での「北薩摩フェア」

(ア) 開催日：令和7年1月6日(月)～2月16日(日)(予定)

(イ) 場 所：城山ホテル鹿児島 ホテル内和洋中華レストラン及びショップ

(ウ) テーマ：北薩の「食」(食材)・「特産品」

(エ) ターゲット：県外客・インバウンド客

(オ) 内 容：・北薩地域の食材を活用したレストランフェア(特別コースメニューの提供)

・ホテル内ショップでの北薩地域の特産品の展示・販売

・レストランフェアについては、宿泊と食事をセットにした宿泊パックなど、県外旅行客やインバウンドの宿泊者に北薩摩の食の魅力が伝わるような工夫をすること。

・その他、来場者増加、北薩地域への観光客増加につながる企画

(2) 業務の内容

ア 実施計画書の作成

開催概要、実施体制、会場図面、当日のスケジュール、出席者、出展業者のリスト、抽選会企画、広報計画等を記載したものを令和6年6月24日(月)までに電子データと共に協議会へ10部提出すること。

イ イベント開催場所との調整・手続き

イオンモール鹿児島、イオン八代ショッピングセンター、城山ホテル鹿児島とのイベント実施に係る各種調整・手続きを行う。

- (ア) イオンモール鹿児島及びイオン八代ショッピングセンターに関するもの
- a ブース設置におけるワゴン, 冷蔵(凍)庫等必要資材のレンタル申請
  - b 各種支払・精算(POSシステム, キャッシュレス決済の検討)
  - c 出店業者の選定・調整
    - (a) 出店業者は, 北薩の「食」を切り口に客を取り込めるものとし, 試食販売を実施できるものとする。
    - (b) 出店業者は5市町を代表する菓子, 飲食物, 農林水産物, 農林水産物加工品等を展示・販売するものとする。出店業者の選定等については, 管内の地域バランスに配慮するとともに, 事前に協議会と協議すること。また, 当日のワゴン配置は, 物産品毎(スイーツ類, 海産物, フルーツ類等)に分類するなど配置の工夫をすること。
    - (c) 観光PR(肥薩おれんじ鉄道・ゆるキャラを含む), 体験コーナー, 抽選会を実施するブースを設置すること。
    - (d) 出店業者への事前説明会を実施すること。
  - d 抽選会の企画・景品の選定  
北薩地域への誘客へとつながる抽選会を企画・実施する。協議会へ協議の上, 抽選会の景品を手配する。
  - e イベントに係る広報・宣伝
    - (a) 各イベントの広報用ポスター及びチラシをデザインし, 印刷すること。なお, 印刷後は別途指示する箇所に送付すること。
      - ・写真素材等については, 事前に協議会事務局に相談すること。
      - ・印刷部数(1イベント毎) A1ポスター 50枚以上, A4チラシ 500枚以上(各イベントで数の調整可)
      - ・上記の内容に加え, 3つのイベントをまとめたポスター及びチラシを作成する。  
A1ポスター 50枚以上, A4チラシ 500枚以上
    - (b) 事務局と協議の上, 適宜のぼり旗, ポップ等を制作すること。
    - (c) SNS活用の外, 効果的な広報・宣伝を行う。なお, イオン八代ショッピングセンターについては, プレスリリースを行うこと。
  - f 会場設営(出展ブース等の設置など)  
イベント当日及び搬入・搬出日において, 各日1人以上の現地監修職員を派遣しブース等の設営, イベント実施等についての監督及び搬入・搬出作業等を行う。
  - g イベント保険への加入
  - h 行政機関等への各種届出  
イベント開催場所及び行政機関等に対して, イベントを行う際に必要な申請・届出を行う。
  - i 緊急時の対応業務  
事故などの緊急時に対応できる体制を整えるとともに, 不測の事態に対応する。
  - j 来場者及び出店業者へのアンケート作成, 実施, 分析
  - k 売上金の精算  
出店者の物販等に係る売上金の一部を手数料として会場管理者へ支払う必要があることから, 精算に係る一切の業務を行う。

(イ) 城山ホテル鹿児島に関するもの

協議会と城山ホテル鹿児島との提携事業「北薩摩フェア」の実施に当たり、次の業務を行う。

a レストランフェアで使用する北薩地域の食材リストの作成  
事務局、協議会構成員、ホテルとの調整の上で作成する。

b レストランシェフによる北薩地域の食材の現地視察に係る調整

c フェアの効果的な広報・宣伝（例：広告媒体等（インターネット等）を通じたPR、旅行代理店との提携による宿泊プラン造成依頼など）

d アンケート作成・実施・分析

フェア期間中、レストラン及びショップ利用者を対象としたアンケートを実施し、北薩地域の食材の認知度把握、当該イベントの評価、課題などについての集計を行う。

f その他、来場者増加、北薩地域への観光客増加につながる企画

ウ 実施報告書の作成

イベント終了後、速やかに実施状況をまとめた報告書（来場者数、売上額、会場の様子が分かる写真、アンケート分析結果等）を作成の上、令和7年3月12日（水）までに電子データと共に提出する。

5 著作権等について

- (1) 本業務で制作された物（以下「制作物」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵すものでないこと。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託業者が納品前に処理を行うこととする。
- (3) 本業務に関する著作権その他の権利は、全て北薩摩振興推進協議会に帰属する。
- (4) 北薩摩振興推進協議会は、制作物の一部について差替、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (5) 北薩摩振興推進協議会は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、協議会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了解するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、北薩摩振興推進協議会構成員及び事務局と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (5) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。